

意見陳述書

2013（平成25）年7月17日

控訴人ら代理人 弁護士廣瀬理夫

記

1 控訴人ら代理人の廣瀬です。

本件審理を終えるにあたり、この東京高等裁判所において取り調べられた証拠、特に先日の大熊証人に対する尋問の結果などにに基づき、控訴人らの主張の内、治水関係について、意見を申し上げます。

2 結論から申し上げますと、この東京高等裁判所における証拠調べにより、原判決である千葉地裁の判決の誤りが明らかになると共に、控訴人らの主張が完全に裏付けられたと考えています。以下、簡略に申し上げます。

3 まず、本件訴訟の問題の1つは、千葉県が国からの納付通知に対して、異議をとどめないで公金を支出したこと及び今後支出することが許されるのかどうかと言う問題です。

そして、この公金支出の違法性を巡る問題の大きな論点が、カスリーン台風時の八斗島地点での最大流量が22,000 m^3 /秒であるかどうかでした。

と言うのは、国（カスリーン台風時の建設省、現在の国交省）は、カスリーン台風時の最大流量を利根川水系の治水対策の目標とし、カスリーン台風規模の台風が再来しても大丈夫のように治水対策をすることにし、そのためには八ッ場ダムが必要であると説明していたところ、カスリーン台風時の八斗島地点におけるピーク流量が22,000 m^3 /秒であることを前提にしていたからです。

4 しかし、実際にカスリーン台風時の実測（一部推測）による八斗島地点での流量は17,000 m^3 /秒（控訴人らは、この数字も疑問があり、実際は15,000 m^3 /秒～16,000 m^3 /秒であると考えている）であったことは国交省及び被控訴人千葉県らも認めています。

そこで、国交省及び被控訴人千葉県は、実際にカスリーン台風当時、八斗島地点を流れた流量は17,000 m^3 /秒であるが、それは、八斗島地点の上流部で大きな「氾濫」があったことなどが原因で八斗島地点

での実際の流量が少なくなったのだ。現実に降った雨の量からすれば、上流部で「大氾濫」がなければ八斗島地点には $22,000 \text{ m}^3/\text{秒}$ の雨量が流れているはずであるから、治水対策としては、 $22,000 \text{ m}^3/\text{秒}$ を基準にする必要がある、だから八ッ場ダム建設が必要であると主張していました。

しかし、この $22,000 \text{ m}^3/\text{秒}$ を治水対策の前提とする主張については、控訴人らは、以前から疑問視し、本件千葉地裁においても厳しく批判してきました。

しかし、原審の千葉地裁は控訴人らの主張を受け入れず、控訴人ら敗訴の判決を出しました。

- 5 ところが、この点については、実は、千葉地裁での判決後、この東京高裁に控訴した後である平成22年に大きな出来事がありました。即ち民主党政権への交代後である同年秋に当時の馬淵国交大臣が、「(それまで国交省が当然のように主張していた) $22,000 \text{ m}^3/\text{秒}$ という数字について、「これまでの議論は、 $22,000 \text{ m}^3/\text{秒}$ ありきであって、その算出根拠資料が見当たらない」と発言し、国交省に「ゼロベース」での検討を指示するという事態が発生したのです。

即ち、国自身が、それまで主張していた $22,000 \text{ m}^3/\text{秒}$ を根拠付ける資料がないこと、謂わばらの主張が虚構に基づくものであることを担当大臣自身が認めたのです。

国(国交省)が自民政権下で何十年にも亘って、八ッ場ダム建設の根拠としてきた基本数字(データ)が実は、それを基礎付ける資料もなく、算出根拠も示すことが出来ない代物であることが判明したのです。

この時点で、これまで $22,000 \text{ m}^3/\text{秒}$ を前提に主張していた国及び被控訴人千葉県の主張の誤りが、根拠のなさが明らかとなったのです。と同時に、原判決の誤りも明らかになりました。

- 6 そのため、その後大臣から「ゼロベース」での検討の指示を受けた国交省が、あわてて根拠探しのために日本学術会議に検討を依頼しました。

この分科会及び有識者会議における審議の内容は、これまで控訴人らが提出した各種書証で明らかのように、日本学術会議の分科会や有識者会議において、大熊証人ら委員が、 $22,000 \text{ m}^3/\text{秒}$ と $17,000 \text{ m}^3/\text{秒}$ との乖離の理由・根拠を何度となく問い質したのに対し、委員長を始め、他の委員からも一切説明されることなく、 $22,000 \text{ m}^3/\text{秒}$ という国交省の説明に「大きな誤りがない」との回答をし、日本学術会議は、案の定、短期間で不十分な審議の上、国交省の意向に従い、「2

2, 000 m³/秒」と言う、従前の国交省の主張にお墨付きを与えてしまいました。

7 しかし、この日本学術会議の結論についても、控訴人らは、当審において詳細に主張・立証を繰り返し、①22, 000 m³/秒が虚構の上に立つ数字であり、何ら裏付けのない数字であることを明らかにし、②ハッ場ダム建設によっても千葉県には殆ど治水上の利益がないことも明らかにしてきました。

8 そして、更に、先日実施された大熊証人の証言によって、これまで控訴人らが主張してきた事実がより鮮明な形で明らかに裏付けられたのです。

大熊証人は、自ら何度も現場に足を運び、河川整備の実情を見分し、それに基づく自らの研究の成果などを書面化し、この裁判において多くを証拠として提出しているほか、証人が委員として参加していた前に述べた日本学術会議の分科会や有識者会議での議論を踏まえ、更には、本年に入って有識者会議において国交省から提供された資料などを元に、被控訴人の主張する「カスリーン台風時には八斗島地点上流部で大きな氾濫があった」との事実を完全に否定されました。

例えば、22, 000 m³/秒を裏付けるために国交省が有識者会議に資料提供した「大氾濫図」の出鱈目さ、インチキさを指摘し、さすがに有識者会議でもこの「氾濫図」は根拠資料としては使用されず、無視されることになった事実が明らかになりました。

また、大熊証人は、現場の地形や高低差などから考えて到底氾濫することがないような地域にも氾濫が発生したかのような国交省の図示に対して具体的に地域を特定して氾濫を否定しました。

その論拠は明確であり、且つ合理的であったことは周知の通りであります。よって、カスリーン台風時には八斗島地点上流部において、「氾濫がなかった」事実を否定しようのない事実であることが明確になりました。

9 更に、大熊証人は、国交省が、22, 000 m³/秒の理論的根拠として使用した、いわゆる貯留関数法の「新モデル」が、根拠のないものであることも明らかにしました。

即ち、有識者会議において「新モデル」の正しさを裏付ける論拠として引用したいわゆる「東大モデル」などについても、その誤りを具体的、詳細に証言されました。

例えば、いわゆる旧モデルという計算式で算出した流量数字が新モデルという計算式を使用し、その中の変数の1つである飽和雨量の係数を

旧モデルの一律4.8という数字から130～∞に変更したにもかかわらず、その結論としての流量数字が殆ど変更がなかったという不自然な結論を挙げるなどして、この「新モデル」による結論に疑問を呈しています。

また、大熊証人は、有識者会議が、「東大モデル」をもって、この「新モデル」の結論を概ね正しいと根拠づけている点についても、詳細に反論し、意見書を提出していますが、証言時は時間の関係から一事例しか示せなかったものの、「新モデル」と「東大モデル」双方の雨量計算結果に14%もの相違がある事実を挙げ、到底科学的な「正しい裏付けにはなっていない」と証言しています。

更に、大熊証人は、新モデルの計算式において、前に述べた飽和雨量の変更だけを実施し、他の係数を「旧モデル」計算式の際の係数を使用した場合には、控訴人らが主張している16,000 m³/秒に近づく事実をも明らかにしています。

これら多くの大熊証言によって、国交省及び被控訴人千葉県が主張している22,000 m³/秒との主張は、全く根拠のない、空疎な主張である事実が一層明らかになりました。

- 10 大熊証人は、更に、国交省が依頼したコンサルタント会社が作成した資料に基づき検討した結果として、八ッ場ダム建設によっても、千葉県には、殆ど「治水上の利益がない」事実をも具体的に明らかにされました。
- 11 以上述べたように、この東京高等裁判所の審理において、控訴人らは、被控訴人が主張する八ッ場ダムの治水上の必要性について、その虚構性を具体的に暴露すると共に、事実と科学的手法により、明確に反論し、控訴人の主張の正しさを証明しました。
- 12 裁判所におかれては、是非これらの事実を虚心坦懐に眺め、その事実の持つ重みを十分吟味し、科学的手法に基づく、合理的司法判断をし、歴史の批判に耐えられる判決を出して下さるよう希望して、治水に関する代理人としての意見陳述を終えます。

以上